

臨床研修施設のグループ化による群方式の推進

第8回作業委員会（平成21年7月8日）とりまとめ案

1) 目的

指導歯科医の専門性あるいは独自性を活かしたプログラムなど、臨床研修施設の特徴を活かした多様な研修プログラムの立案を可能にする。

2) グループの定義

一定数の協力型臨床研修施設（以下、「協力型」）および連携型臨床研修施設（仮）が、先の目的のため連携した群を成すこと。

3) 連携型臨床研修施設(仮称)

臨床研修施設のうち、協力型臨床研修施設を補完して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であり、当該臨床研修の実施を補助するものをいうものであること。なお、連携型臨床研修施設としては、常勤の歯科医師が1名以上の歯科診療所または病院が考えられること。

<指定要件>

- ・常勤の歯科医師は1名以上。指導歯科医は必須。
- ・常に勤務する歯科衛生士が1名以上。
- ・研修実施責任者は、常勤の指導歯科医であり次のような要件を備えること。
例) 日本歯科医師会生涯研修認定者、臨床教授等、適切な指導力を持つこと。
さらに、同一グループ内の協力型からの推薦があること。
- ・研修歯科医の同時受入定員は常勤の歯科医師と同数まで。
- ・複数プログラムへの並行申請不可
- ・〇〇日以上研修を行う。

4) グループの構成

- ・協力型および連携型がグループを構成（研修協力施設は含まれない）。
- ・グループ内の施設数は最小3、最大5施設まで（協力型は2以上）。
- ・グループ内の協力型の一つがグループを代表する施設となる（グループリーダー）。
- ・施設間の距離が大きく離れないこと。

5) プログラムとグループとの関係

- ・グループリーダーがグループ内のローテーションを作成し、プログラム責任者、または研修管理委員会と協議する。
- ・研修歯科医は原則としてグループ内すべての施設で研修し、プログラム責任者が研修歯科医の所在を管理する。
- ・プログラム責任者は、プログラム申請に当たり、同一プログラムに複数グループを含めてもよい。
- ・プログラムは1管理型+1グループの構成とする？

